

滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会報告

～障害のある人が安心して造形活動を行うために～

【概要版】

平成 24 年 3 月 26 日

滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会

1. はじめに

- 本県では近江学園で障害のある人の自由な造形活動がはじまり、近年では、芸術的な価値が見いだされ、「アール・ブリュット」として評価が高まるとともに、福祉と芸術をつなぐ活動として社会的意義が生まれている。
- 評価の高まりは、作者や家族、障害福祉サービス事業所に喜びや励みをもたらす一方で、画廊、美術館等から販売や使用を求める声が寄せられており、事業所にとって対応が避けられないものとなっている。
- 造形活動で制作される作品は著作権法に定める著作物にあたるため、作者が著作権および所有権（以下「著作権等」という。）を行使できなかつたり、著作権等を侵害されないよう、作者や障害福祉サービス事業所はあらかじめ必要な知識を持ち、対策を講じておくことが必要になっている。
- 障害のある人が作者として作品の著作権等が保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境を実現するために、本県における障害福祉サービス事業所における造形活動を対象に、現状と課題を整理し、著作権等保護、作者を支援する仕組みや事業所の対応について検討を行い、本報告を取りまとめた。

2 障害福祉サービス事業所における現状と課題～調査結果から～

(1) 現状

- ①造形活動を行っている事業所は 61 で全体の 42%、利用者数 884 名。（※199 事業所中回答数 145（回収率 73%））
 - ◇生産活動
 - ・事業所数は 15（23%）、活動内容は陶芸 10、絵画 7、織物 5 など延べ 36 種類
 - ◇生産活動以外の活動（職業指導、余暇活動等）
 - ・事業所数は 51（77%）、活動内容は絵画 42、陶芸 31、織物 12 など延べ 115 種類
- ②「著作権を意識している」と回答した事業所は 41%。契約書等により作品の著作権等の帰属を明確にしている事業所は少ない。所有権については、作者または家族の承諾なく、事業所に帰属することとしている事業所がある。出展、販売等における著作権等を十分に考慮した作者への対価の支払いを行っていないとしている事業所がある。
- ③造形活動で行う上で「困っていることがある」と回答した事業所は 74%。そのうち、56%が「相談や情報交換ができる場」の設置を望んでいる。
(困っている内容)
 - ・生産活動・・・「著作権」「2次利用」「作品の保管」「支援・相談方法」が各 17%。
 - ・余暇活動等・・・「作品の保管」が 27%、「支援・相談方法」が 25%。
 - ・その他、「マニュアルや契約書の様式がほしい」「利用者から作品の引渡しを求められて困ったことがある」「海外展覧会への出展手続きなどがわからない」「売り上げの本人への支払割合の設定が難しい」等。

(2) 課題

- ①著作権等意識している事業所が少ない中で、販売や保管（廃棄）が行われている。また、著作権等を十分に考慮した作者への対価の支払いを行っていない事業所がある。
- ②造形活動で行う上で、多くの事業所が課題を抱えており、半数以上が相談や情報交換ができる場の設置を望んでいるが、そのような相談や情報交換できる場がない。
- ③作者が意思表示を十分できないことや、作者やその家族は事業所に対して著作権等を主張しにくい弱い立場である場合が多いことなどから、権利擁護が必要になっている。

3. 基本的な考え方

- 障害福祉サービス事業所の造形活動を行っている利用者を、著作物の「作者」として捉えなおし、事業所の支援の中で作品の著作権等を保護する。
- 作品の著作権等はその作者である障害のある人の権利であることを明確にし、権利擁護も含めて支援する。
- 造形活動における作品の著作権等関係の明確化や著作権等行使のルール化を促すことで、障害のある人の日中活動の充実につなげる。

4. 著作権等を守るための方策

造形活動を行う作者や障害福祉サービス事業所等に対して、以下のような支援が必要である。取組を進めるにあたっては、既に画廊、美術館等から販売や使用の申込みが来ている作品の著作権等の保護を最優先に取り組む必要がある。

(1) 個人に対する支援

- 作者、後見人、家族等が適切に著作権等を行使できるよう、個別の実情に応じた、きめ細かく専門的な相談支援が必要である。
- 市町、相談支援事業所、社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度の活用に向けた支援が必要である。

(2) 事業所等に対する支援

- 障害福祉サービス事業所、作者、後見人、家族に対して、著作権等や契約について啓発する取組が必要である。
- 障害福祉サービス事業所の職員に対して、著作権等についての研修等の機会を提供する必要がある。
- 障害福祉サービス事業所に対し、作品の出展・使用・販売等の契約内容、作者への対価の支払方法に関する情報を提供する必要がある。
- 展示機会についての情報を収集したり、提供する必要がある。

(3) 県の役割

- 県は、障害のある人の造形活動のすそ野を広げ日中活動の充実につなげる上で、権利擁護の観点から、作品の著作権等の保護に積極的な役割を担う必要がある。
- 造形活動を支援する拠点に対する経費助成、障害福祉サービス事業所向け指針の作成・周知に取り組む必要がある。
- 県の関与は、著作権等が私法上の権利であることや、現場が萎縮することがないようにする必要があることから、間接的であることが望ましい。

5. 具体的な取組

(1) 障害のある人の造形活動を支援する拠点の設置

- 専門の支援拠点（障害者造形活動支援センター（仮称））を置き、アクセスしやすい相談窓口を設ける必要がある。

【事業内容】

①作者、後見人、家族等に対する相談支援

作品の著作権等、出展・使用・販売等にあたっての契約方法、作者と障害福祉サービス事業所との著作権等関係の考え方、作品の発表の場に関する情報提供

②障害福祉サービス事業所に対する情報提供、助言

作品に関する作者との契約、貸与や出展手続き、作品の保管・取扱いに関する技術的助言、作品の発表の場に関する情報提供、造形活動の立ち上げ、内容充実に資する情報提供

③普及啓発・発信

障害福祉サービス事業所職員等を対象とした作者の著作権等に関する説明会や研修の開催

④外部からの出展依頼に関する連絡調整

【体制と運営】

- ・専任の相談支援担当職員を配置、学芸員、弁護士等の専門家をアドバイザーとして配置
- ・専門性と公益性にかんがみ、実績のある民間団体が行政の支援を受け運営することが適切

(2) 障害福祉サービス事業所向け指針の策定

- 県全体に著作権等の保護の機運が醸成されるよう指針（ガイドライン）を示すことが必要である。
- 指針には、著作権等の基本的な知識のほか実用的な内容を盛り込む必要がある。
- 指針案は次のとおり。
- 指針の見直しについては、現場の実態に応じた内容の改定など、継続的に取り組む必要がある。

障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針案

I 指針の趣旨と考え方

1 策定の趣旨

障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）において障害のある人が作者として著作権等を保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境の実現を目指し、作者を支援するための事業所向けの指針を策定する。

2 指針の基本的な考え方

- ①事業所において造形活動を行っている利用者を著作物の「作者」として捉えなおし、作品の著作権等を保護する。
- ②作品の著作権等はその作者である障害のある人の権利であることを明確にし、権利擁護も含めて支援する。
- ③造形活動における作品の著作権等関係の明確化や著作権等行使のルール化を促すことで、障害のある人の日中活動の充実につなげる。

3 指針の位置づけ

本指針の内容については、関係法令・規則等において個別、具体的に定められているものではないが、事業所として、利用者の人権擁護に関する一般原則に則り、作者が著作権等を行使できなかつたり、事業所が著作権等を侵害することがないよう、その目標の達成に努めることが望まれる。

II 用語の定義（省略）

III 作品に関する著作権等

1 著作権とは

造形活動で制作される作品は、生産活動における量産品など一見して創作性が認められない製品を除き、著作権法に定める著作物にあたる。著作権は著作物を創作した時点で、その作品の著作者（作者）に帰属する。

2 所有権とは

所有権は、事業所と作者の間の契約に従って決定される。契約がない場合は、民法の規定に従い、原材料費の負担者に帰属するが、原材料費よりも創作活動により生じた価値が著しく高い場合は作者に帰属する。ただし、所有権が「事業所」または「作者」のいずれに帰属する場合でも、作品の利用にあたっては、所有権とは別に、作品の著作者が有する著作権法上の権利に配慮する必要がある。

IV 著作権等の保護の具体的方法

1 著作権等を持つ者（作者）に承諾を得る

作品を出展、販売、二次利用等するためには、作品の著作権等を持つ者（作者）に承諾を得る必要がある。

2 収益があった場合には作者に対価を支払う

① 就労支援事業所等における生産活動の場合

収入については、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等必要経費を控除した金額を工賃支給規程により作者に支給する。特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品の収入は、原材料費等必要経費を除き、全額作者に一時金等で支給することが望まれる。

② 余暇活動等の場合

収入については、全額（原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額）作者が受け取ることが望まれる。ただし、二次利用の場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を作者に支払う。

3 作品の保管等の判断は所有権の帰属先（事業所または作者）によって異なる

① 所有権が「事業所」に帰属する場合

作品の保管、廃棄等は事業所の判断で行うことができるが、あらかじめ作者に事業所における作品の保管、廃棄等の方針を伝えるなどの対応が望まれる。

② 所有権が「作者」に帰属する場合

事業所は作品を保管する場合、作者の承諾なく、処分（廃棄を含む）することはできない。また、環境的な制約等から、事業所で作品を保管できない場合、作者に引き取り、廃棄などの意向を確認する必要がある。

4 作品の取扱規程等を定める

①事業所は、あらかじめ、作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等を行う場合の取り扱いを定めた規程を定め、作者、家族等にその内容の周知することが望まれる。

②原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が恒常的に制作されている場合には、作者や家族等と話し合い、作品の著作権等の帰属について、書面で契約を行うことが望まれる。

5 作者の権利を擁護する

作者の判断能力が十分でない場合、作品の出展、販売、二次利用等における承諾、契約締結の場面では、成年後見制度の活用が求められる。制度活用に向け、家族や事業所の支援が必要となる。